

(高圧)
au でんき需給約款

2024年4月1日

KDDI 株式会社
大和ハウス工業株式会社

需給約款目次

I 総則

1. 適用	P. 5
2. (高圧) au でんき需給約款の変更	P. 5
3. 定義	P. 6
4. 単位および端数処理	P. 8
5. 実施細目等	P. 8

II 契約について

6. 需給契約締結前の確認事項	P. 9
7. 契約の要件	P. 9
8. 需給契約の成立および契約期間	P. 9
9. 需要場所	P. 10
10. 需給契約の単位	P. 10
11. 供給の開始	P. 10
12. 供給の単位	P. 11
13. 需給契約条件の判断	P. 11
14. 需給契約の申込み	P. 11

III 料金および契約種別

15. 料金	P. 12
16. 契約種別	P. 12
17. 高圧電力	P. 12
18. 予備電力	P. 13
19. 臨時電力	P. 13

IV 料金の算定および支払い

20. 料金の適用開始の時期	P. 14
21. 検針日	P. 14
22. 料金の算定期間	P. 14
23. 使用電力量等の計量	P. 14
24. 料金の算定	P. 14
25. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限	P. 15

26. 延滞利息 P. 16

V 使用および供給

27. 適正契約の保持等 P. 17
28. 契約超過金 P. 17
29. 力率の保持 P. 17
30. 需要場所への立入りによる業務の実施 P. 17
31. 電気の使用にともなうお客さまの協力 P. 18
32. 供給の停止 P. 18
33. 供給停止の解除 P. 19
34. 供給停止期間中の料金 P. 19
35. 違約金 P. 19
36. 供給の中止または使用の制限もしくは中止 P. 20
37. 制限または中止の料金割引 P. 20
38. 損害賠償の免責 P. 21
39. 設備の賠償 P. 22

VI 契約の変更および終了

40. 需給契約の変更 P. 23
41. 権利義務の承継 P. 23
42. 需給契約の終了にともなう処置 P. 23
43. 不可抗力による解約 P. 23
44. 中途解約 P. 23
45. 需給開始後の需給契約の終了・変更に伴う料金等の精算 P. 24
46. 解除等 P. 24
47. 需給契約終了後の債権債務関係 P. 25

VII 工事および工事費の負担金

48. 供給設備の工事費負担 P. 26
49. 計量器等の取付け P. 26

VIII 保安

50. 保安の責任 P. 27
51. 保安等に対するお客さまの協力 P. 27

IX その他

5 2.	権利・義務の譲渡等の禁止.....	P. 28
5 3.	名義および商号等の変更.....	P. 28
5 4.	管轄裁判所	P. 28
5 5.	守秘義務	P. 28
5 6.	反社会的勢力の排除	P. 29
5 7.	消費税および地方消費税の税率変更の際の措置.....	P. 29
5 8.	契約者等にかかわる情報の利用.....	P. 29
別表 1	料金メニュー表	P. 31
別表 2	託送約款等に定める単価	P. 41
別表 3	再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	P. 42
別表 4	燃料費調整単価	P. 43

I 総則

1. 適用

- (1) KDDI 株式会社 (以下、「KDDI」といいます。) が別途「KDDI 法人向けサービス」として指定するサービスのいずれか (以下、「KDDI サービス」といいます。) を利用する場合で、大和ハウス工業株式会社 (以下、「大和ハウス」といいます。) が電気の需要に応じて電気を供給し、KDDI が大和ハウスの代理人として、申込受付、料金算定、請求等をするときの電気料金その他の供給条件は、この (高圧) au でんき需給約款 (KDDI・大和ハウス) (以下、「この au でんき約款」といいます。) によります。なお、この au でんき約款に定めなき事項は、所轄の一般送配電事業者の定める託送供給等約款 (以下「託送約款等」といいます。) が準用されるものとします。
- (2) この au でんき約款は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県の一部、愛媛県の一部、沖縄県、離島 (離島供給約款の適用地域をいいます。)

2. (高圧) au でんき需給約款の変更

- (1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃によりこの au でんき約款の変更が必要な場合、消費税相当額の税率変更の場合、所轄の一般送配電事業者の定める託送約款等が改定された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他 KDDI または大和ハウスが必要と判断した場合には、KDDI および大和ハウスはこの au でんき約款を変更することがあります。この場合、KDDI および大和ハウスは事前に変更後の約款を KDDI WEB サイト上に掲載する方法、電子メールの送信、書面の送付その他 KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法 (但し、「電力の小売営業に関する指針」に従った方法に限ります。以下「KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法」といいます。) により、お客さまに変更内容およびその適用開始日 (以下「適用開始日」といいます。) を通知するものとし、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの au でんき約款によります。
- (2) KDDI および大和ハウスは、(1) の場合または他の小売電気事業者または所轄のみなし小売電気事業者の電気料金改定、託送約款等の改定、電力調達費用等の変動その他の理由により KDDI および大和ハウスが料金改定を必要と判断した場合、次の各号に従い、料金単価を改定することがあります。
 - イ KDDI および大和ハウスは、事前に変更後の料金単価およびその適用開始日を KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法によりお客さまに通知します。
 - ロ お客さまは、イにより KDDI および大和ハウスが料金単価を値上げした場合において、変更後の料金単価を承諾しない場合、適用開始日の 30 日前までに KDDI に解約を申入れることにより、需給契約を解約できるものとします。
 - ハ ロに定める期限までにお客さまからの通知がない場合は、お客さまは変更後の料金単価を承諾したものとみなし、変更後の料金単価の適用開始日より変更後の料金単価を適用します。
- (3) この au でんき約款その他 KDDI および大和ハウスとお客さまとの間の需給契約に関する供給

条件の変更に伴い、KDDI および大和ハウスが、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて予め承諾していただきます。

- イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、書面交付に代えて KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、書面交付に代えて KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法により行い、KDDI および大和ハウスの名称および住所、変更契約の年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- ハ イ、ロにかかわらず、需給契約に関する供給条件の変更が、法令・条例・規則等の制定もしくは改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および変更契約後の書面交付をしないこととします。

3. 定義

次の言葉は、この au でんき約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (2) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (3) 契約使用期間
契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (4) 最大需要電力
需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。
- (5) 使用電力量
お客さまが使用した電力量であり、所轄の一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された 30 分ごとの値をいいます。
- (6) 需要場所
お客さまが大和ハウスから供給された接続供給にかかわる電気を使用する場所をいいます。
- (7) 所轄の一般送配電事業者
北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、北陸電力送配電、中部電力パワーグリッド、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電の各株式会社のうち、需要場所に電力を供給する送電線を所有する会社をいいます。なお、この会社には、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。
- (8) 所轄のみなし小売電気事業者
電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号、以下「平成 26 年改正法」といいます。）附則第 2 条第 2 項に定めるのみなし小売電気事業者である北海道電力、東北電力、東

京電力エナジーパートナー、中部電力ミライズ、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の各株式会社のうち、お客さまの需要場所を旧供給区域（平成 26 年改正法附則第 16 条第 1 項に定めるところによります。）とする会社をいいます。なお、この会社には、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（みなし小売電気事業の全部を承継させるものに限りません。）によってみなし小売電気事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこのみなし小売電気事業を承継した会社を含みます。

(9) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、料金単価には消費税等相当額を含みます。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(11) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。）をいいます。

(13) 反社会的勢力

暴力団等および暴力団等と関係を有する者で、次の者をいいます。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいいます。）

ロ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に定める暴力団の構成員をいいます。）、または暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者

ハ 暴力団準構成員

ニ 暴力団関係企業

ホ 総会屋等

ヘ 社会運動等標榜ゴロ

ト 特殊知能暴力集団等

チ その他イからトまでに準ずる者

リ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者

ヌ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

ル 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

- ヲ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
- ワ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(14) 反社会的行為

自らまたは第三者を利用して行う次の行為をいいます。

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を越えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ニ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
- ホ その他上記イからニまでに準ずる行為

4. 単位および端数処理

この au でんき約款において、料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワット (kW) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1 パーセント (%) とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税相当額を加算して支払いを受ける場合、消費税相当額が課される金額および消費税相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

5. 実施細目等

- (1) この au でんき約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと KDDI および大和ハウスの協議によって定めます。
- (2) この au でんき約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと KDDI および大和ハウスの協議によって定めます。

II 契約について

6. 需給契約締結前の確認事項

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望する場合は、あらかじめこの au でんき約款および託送約款等におけるお客さまに関する事項を遵守することを承諾のうえ、別表1「料金メニュー表」(以下「料金メニュー表」といいます。)に記載の電気料金メニュー(以下「電気料金メニュー」といいます。)のうち適用可能ないずれか一つを選択し、KDDI および大和ハウス所定の書式により、次の事項を明らかにして申込みをしていただきます。

【お客さまとの協議が必要な事項】

契約種別、供給電気方式、供給電圧、需給地点(電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に規定する供給地点とします。以下同様とします。)、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、および契約使用期間

- (2) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じなければならないものといたします。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、需要場所の状況等により使用開始までに長期間を要する可能性があることを、お客さまはあらかじめ容認するものとします。

7. 契約の要件

お客さまに大和ハウスが電気を供給する際は、所轄の一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それにともない、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等にしたが、かつ所轄の一般送配電事業者の定める託送供給約款におけるお客さまにかかわる事項および託送供給約款で定める技術要件を遵守し、所轄の一般送配電事業者からの給電指令(電力供給の制限・中止に関する指令等を意味しますが、これに限りません。)にしたがっていただきます。

8. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまと電力供給に関する諸条件を協議し、申込みを KDDI および大和ハウスが「承り書」および「au でんき」需給開始のご案内により承諾したときに成立いたします。ただし、以下の場合において KDDI および大和ハウスは、需給契約を無条件で解除できるものとし、解除までに要した費用は各々が負担するものといたします。

イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合において、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」といいます。)によるスイッチング廃止取次判定の結果が「拒否」となったとき

ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合において、使用開始日までに契約電力と実際の使用状況の間に乖離があることが判明したとき

ハ 所轄の一般送配電事業者との接続供給契約について、当該事業者の承諾が得られないとき

(2) 契約期間は、次によります。

- イ 需給契約が成立した日から、使用開始の日以降1年目の日までとします。ただし、臨時電力についてはこの限りではありません。
- ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたはKDDI および大和ハウスから別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。本項にもとづき需給契約が継続される場合、KDDI および大和ハウスが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、当該需給契約の期間に関する事項のみとし、また、KDDI および大和ハウスは、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、新たな需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいい、以下同じです。）ならびにKDDI および大和ハウスの名称および所在地を、KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法により、お客さまにお知らせいたします。なお、KDDI および大和ハウスは、契約期間満了後の需給契約の継続に関する事項につき、契約期間満了前のお客さまへのお知らせ、その他の書面の交付を省略することができるものとしたします。
- ハ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたはKDDI および大和ハウスから需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、需給契約は、期間満了により終了いたします。

9. 需要場所

- (1) KDDI および大和ハウスは、1構内または1建物を1需要場所といたします。
なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、KDDI および大和ハウスは(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 所轄の一般送配電事業者において、対象建物を1需要場所と定める場合は、KDDI および大和ハウスにおいても同様の取扱いといたします。

10. 需給契約の単位

KDDI および大和ハウスは、原則として、1需要場所について1契約種別を適用して、1電気需給契約を結びます。

11. 供給の開始

- (1) KDDI および大和ハウスがお客さまの需給契約の申込みを「承り書」および「au でんき」需給開始のご案内」により承諾したときには、供給準備その他必要な手続きを経たのち、「au でんき」需給開始のご案内」に記載の使用開始日から電気を供給いたします。
- (2) お客さまの責に帰すべき事由により、KDDI および大和ハウスとの協議によって定めた使用開始日を延期する場合、お客さまには、需給開始がなされるまでの基本料金の50%相当額KDDIにお支払いいただきます。
- (3) KDDI および大和ハウスの責となる事由により、お客さまとの協議によって定めた使用開始日

を延期する場合、KDDIは、実際の使用開始日までの期間、お客さまが所轄の一般送配電事業者より供給された電力について、所轄の一般送配電事業者等に支払った料金額とKDDIおよび大和ハウスとの需給契約における料金相当額との差額を負担いたします。

- (4) KDDIは、天候、用地事情、一般送配電事業者の事情、その他やむをえない事由によって、あらかじめ定めた使用開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、すみやかにその旨をお知らせし、あらためてお客さまと協議の上、新たに使用開始日を定め、大和ハウスにおいて電気を供給いたします。なお、この場合、お客さまとKDDIおよび大和ハウスは、(2)または(3)に定める金員の支払を要しないものとします。

12. 供給の単位

大和ハウスは、原則として、1電気需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

13. 需給契約条件の判断

KDDIおよび大和ハウスは、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDIが提供するサービスのお客さまによるご利用状況、供給設備の状況、料金の支払状況（KDDIまたは大和ハウスの他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることがあります。

14. 需給契約の申込み

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、KDDIまたは大和ハウス所定の様式によって申込みをしていただきます。

Ⅲ 料金および契約種別

15. 料金

- (1) KDDI は、料金を算定するため、予定される最大需要電力、力率、年間の使用電力量、月間の使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休日予定日、その他大和ハウスが電力供給をする上で必要となる情報を、予めお客さまから提出していただく場合があります。
- (2) 料金単価に関しては、KDDI が定める別表 1 「料金メニュー表」によるものとします。
- (3) 料金は、電気料金メニューの種別に応じて、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金（別表 3 によります。）の合計といたします。なお、需給契約締結後に新たに法律等により付加ないし賦課される料金（名称が変更された料金も含まれます。）が発生した場合は、その料金を含むものとします。

イ 基本料金

基本料金は、料金メニュー表に記載の 1 月の基本料金単価に契約電力の値を乗じて得た値とします。なお、まったく電気を使用しない月の基本料金は、半額とします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、料金メニュー表に記載の電力量料金単価にその 1 月の使用電力量を乗じて得た値と燃料費調整単価（別表 4 によります。）にその 1 月の使用電力量を乗じて得た値（以下「燃料費調整額」といいます。）を加算または減算するものとします。

- (4) 需要場所の負荷の力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。なお、お客さまがまったく電気の供給を受けないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。
- (5) KDDI は電気料金の請求にあたり別途 KDDI が定める割引等のサービスを適用する場合があります。

16. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。また、種別ごとの詳細については、KDDI および大和ハウスとお客さまとの協議により決定させていただきます。

契約種別	高圧電力
	予備電力
	臨時電力

17. 高圧電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とを合わせて使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力

供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力については、お客さまと KDDI および大和ハウスとの協議によって定めます。

18. 予備電力

(1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと KDDI および大和ハウスとの協議によって定めます。

(3) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、特に定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

19. 臨時電力

(1) 適用範囲

契約使用期間が1年未満の需要の場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

(2) 契約電力

契約電力はお客さまと KDDI および大和ハウスとの協議によって定めます。

(3) その他

イ 基本料金および電力量料金は、同等の条件下において算定した高圧電力の料金の1.2倍といたします。

ロ その他の事項については特に定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

20. 料金の適用開始の時期

料金は、次の場合を除き、「au でんき」需給開始のご案内に記載された使用開始日から適用します。

- イ お客さまが、KDDI および大和ハウスによる供給準備着手前に使用開始延期の申出をされた場合
- ロ お客さまの責とならない事由によって使用が開始されない場合

21. 検針日

検針日は、託送約款等に従い、所轄の一般送配電事業者が実際に検針を行った日または行ったものとされる日とします。なお、非常変災の場合等、やむをえない事情がある場合には KDDI および大和ハウスがあらかじめお知らせした日以外の日に検針を行うことがあります。

22. 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間（以下「計量期間等」といいます。）とします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間又は消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間とします。

23. 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点にかかる 30 分ごとの接続供給電力量とします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間とします。）において合計した値とします。
- (2) KDDI および大和ハウスは、所轄の一般送配電事業者から受領した検針結果を、KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法により、お客さまに通知します。
- (3) 力率の算定は、所轄の一般送配電事業者が設置した計量器により行うものといたします。
- (4) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、託送約款等に定めるところによりお客さまと KDDI および大和ハウス又は一般送配電事業者との協議によって定めます。

24. 料金の算定

- (1) KDDI は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合
 - ロ 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 22 (料金の算定期間)につき計量期間等の日数とその計量期間等の始期に対応する計量の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回る場合
- (2) 料金は、需給契約ごとにこの au でんき約款ならびに申込書および承り書に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。

- (3) (1)イ、ロおよびハの日割計算については、次のとおりとします。

イ (1)イ、ロの場合

$$\text{その1月の基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ロ (1)ハの場合

$$\text{その1月の基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

- (4) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数にはお客さまが需要場所を新たに設定する日および再開日を含み、消滅日および停止日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用します。

- (5) お客さまが需要地点を新たに設定し、または需要地点を消滅させる場合もしくは電気の供給を停止する場合の(3)イにいう計量期間等の日数は、次のとおりとします。

イ 需要地点を新たに設定した場合

需要地点を新たに設定した日の直前のその需要地点の属する検針区域の計量日から、その需要地点を新たに設定した直後の計量日の前日までの日数とします。

ロ 需要地点を消滅させる場合または電気の供給を停止する場合

消滅日または停止日の直前の計量日から、大和ハウスが次回の計量日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数とします。

- (6) お客さまが需要地点を新たに設定し、または需要地点を消滅させる場合もしくは電気の供給を停止する場合の(3)ロにいう暦日数は、次のとおりとします。

イ 需要地点を新たに設定した場合

その需要地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その需要地点を新たに設定した日が含まれる計量期間の始期に対応するものとします。）の属する月の日数とします。

ロ 需要地点を消滅させる場合または電気の供給を停止する場合

その需要地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる計量期間の始期に対応するものとします。）の属する月の日数とします。

- (7) 需要地点への接続供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(3)イおよびロの日割計算対象日数は、停止期間中の日数とします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

25. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

- (1) この au でんき約款ならびに申込書および承り書によって、KDDI に支払いを要することとなったお客さまの料金その他の債務（以下、「料金等」といいます。）については、KDDI が定める期日（以下、「支払期日」といいます。）までに、KDDI が指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- (2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序にしたがって支払っていただきます。料金について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾を得て、KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (3) 料金等の請求またはお支払いには、KDDI が別途定める『請求統合』に係る取扱い規約」が

適用される場合があります。

26. 延滞利息

- (1) お客さまは、料金等（これらにかかる消費税相当額ならびに延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の KDDI が定める日数について、年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）で計算して得た額を延滞利息として、KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。
- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に、支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

27. 適正契約の保持等

KDDI および大和ハウスは、お客さまが契約電力を超えて電気を使用する等、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合(大和ハウスが、所轄の一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められた場合を含みます。)には、すみやかに需給契約を適正なものに変更していただきます。なお、契約電力が500キロワット未満のお客さまについての契約電力は、電気を使用した1月を含む過去1年間以内の各月の最大電力のうちで最も大きな値とするものとし、お客さまは、KDDI および大和ハウスが契約電力の変更を申出たときは電気需給契約の変更に応じるものとしします。

28. 契約超過金

- (1) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合、KDDI および大和ハウスの責となる事由による場合を除き、お客さまはKDDI に対し、契約超過電力に基本料金単価を乗じて得た金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を契約超過金として支払うものとしします。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値としします。
- (2) 契約電力が500キロワット以上のお客さまはKDDI に対し、(1)に定める契約超過金を、契約電力を超えて電気を使用した月の料金の支払期限内に支払うものとしします。
- (3) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力を超えて電気を使用したことに伴い、大和ハウスと所轄の一般送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、KDDI および大和ハウスは電気需給契約の内容(料金を含みます。)を変更できるものとし、これに対しお客さまは異議を述べないものとしします。

29. 力率の保持

- (1) お客さまは、需要地点の負荷の力率を原則として85%以上に保持し、軽負荷時には進み力率としないようにしなければなりません。
- (2) お客さまは、大和ハウスの求めに応じ、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉を行わなければならないことがあります。

30. 需要場所への立入りによる業務の実施

大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- イ 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物、電気機器その他の設備の設計、施工、改修または検査
- ロ 51(保安等に対するお客さまの協力)(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物、電気機器その他の設備の検査等の業務
- ハ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電

設備その他電気工作物、電気機器その他の設備の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ニ 計量器の検針または計量値の確認

ホ 32 (供給の停止)、42 (需給契約の終了にともなう処置)、46 (解除等) または 51 (保安等に対するお客さまの協力) により必要な処置

ヘ その他この au でんき約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または大和ハウスおよび所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備にかかわる保安の確認に必要な業務

31. 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または大和ハウスもしくは他のみなし小売電気事業者、小売電気事業者、発電事業者および所轄の一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合 (この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。) には、お客さまは自己の費用負担において、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設しなければならないものといたします。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を所轄の一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、お客さまは、所轄の一般送配電事業者の定める発電設備系統連系に関する取り決めを遵守しなければならないものといたします。

(3) お客さまは、電気の供給の実施にともない、大和ハウスおよび所轄の一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力するものといたします。

(4) お客さまは大和ハウスの求めに応じ、電気の供給の実施にともない、大和ハウス指定の様式にしたがい、1週間毎の使用電力量その他の情報を提出しなければならないことがあります。

32. 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、大和ハウスは事前に予告することなく、そのお客さまについて電気の供給の停止を所轄の一般送配電事業者に依頼することがあります。また、所轄の一般送配電事業者により、事前に予告することなく電気の供給の停止が行われることがあります。

イ お客さまの責となる事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物、電気機器その他の設備を故意または過失により損傷し、または亡失して、大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

- ハ 所轄の一般送配電事業者以外の者が需要場所における所轄の一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、KDDI および大和ハウスがその旨を警告しても改めない場合には、大和ハウスは、そのお客さまについて電気の供給の停止を所轄の一般送配電事業者に依頼することがあります。
- イ お客さまの責となる事由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物、電気機器その他の設備の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 30 (需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な事由なく拒否された場合
- ニ 31 (電気の使用にともなうお客さまの協力) によって必要となる措置を講じられない場合
- ホ その他お客さまがこの au でんき約款、申込書、承り書および各別紙の定めに反した場合
- (3) KDDI がお客さまに 27 (適正契約の保持等) に定める適正契約への変更および適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけないときには、KDDI は、そのお客さまについて電気の供給の停止を大和ハウスに依頼し、大和ハウスは所轄の一般送配電事業者に依頼することがあります。
- (4) (1) から (3) によって電気の供給を停止する場合には、KDDI および大和ハウスは供給停止のための処置を行うと同時に、所轄の一般送配電事業者にも供給停止のための適切な処置を依頼いたします。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

33. 供給停止の解除

32 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその事由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない KDDI に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、大和ハウスは、電気の供給の再開を所轄の一般送配電事業者に依頼することができるものといたします。

34. 供給停止期間中の料金

32 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、KDDI は基本料金の 50%相当額を 24 (料金の算定) (3) (4) により停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客さまよりいただきます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

35. 違約金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、大和ハウスが所轄の一般送配電事業者からお客さまが免れた金額の 3 倍に相当する金額として違約金の請求を受けた場合、KDDI は、お客さまから当該金額に相当する金額を申し受けます。
- イ 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に所轄の一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合

ニ お客さまが動力電力を利用されている場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

- (2) (1)の「お客さまが免れた金額」とは、この au でんき約款ならびに申込書および承り書に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内でKDDIが決定した期間といたします。
- (4) お客さまの責となる事由により、契約期間満了前にKDDIがお客さまとの需給契約を解除した場合には、KDDIは違約金として解除日から契約期間満了日までの期間の契約基本料金の1.5倍に相当する金額をお客さまよりいただきます。

36. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 次の場合には、供給期間中に所轄の一般送配電事業者により、電気の供給が中止され、またはお客さまの電気の使用が制限され、もしくは中止されることがあります。
 - イ 所轄の一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
 - ロ 所轄の一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検・修繕・変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ 非常変災（天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力、その他43（不可抗力による解約）に定める場合を含む）の場合
 - ニ その他電気の需給上、または保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、あらかじめその旨を広告その他の方法によって、所轄の一般送配電事業者より、お客さまにお知らせがされます。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

37. 制限または中止の料金割引

- (1) 36（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、所轄の一般送配電事業者より電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止させた場合で、大和ハウスが託送供給約款に定める料金等の割引を受けたときには、その期間中の料金を次のように割引します。ただし、その原因がお客さまの責となる事由による場合は、この限りではありません。
 - イ 割引の対象
基本料金といたします。ただし24（料金の算定）(1)イの場合は、同条(3)にもとづき日割り計算された基本料金を対象といたします（この場合、電気の供給期間に対応して力率割引および割増しを適用するものといたします）。また、24（料金の算定）(1)ロの場合は、制限または中止の日における変更前または変更後の基本料金を対象といたします。
 - ロ 割引率
 - ①高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット未満の場合
1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。
 - ②高圧で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合で電気の供給を受ける場合

1 月中の制限し、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ時間数の計算

① 高圧で電気の供給を受け契約電力が 500 キロワット未満の場合

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。

② 高圧で電気の供給を受け契約電力が 500 キロワット以上の場合電気の供給を受ける場合

延べ時間数は、1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし、1 時間未満の端数を生じた場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てます。なお、制限時間については、次の算式によって修正した上で合計いたします。

(算 式)

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times (D - d) / D$$

H' = 修正時間 (10 分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times (A - B) / A$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量 (お客さまの平常操業時の使用量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。)

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については a による修正時間または b による修正時間のいずれか大きいものによります。

- (2) (1) ハにかかわらず電気工作物、電気機器その他の設備の保守または増強のための工事の必要上、KDDI がお客さまにあらかじめお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき最初の 1 日を限度に計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。

38. 損害賠償の免責

- (1) KDDI および大和ハウスの責となる事由により使用開始日を延期する場合、KDDI および大和ハウスは 11 (供給の開始) (3) にしたがって、お客さまに対し所轄の一般送配電事業者等に支払った料金額と KDDI および大和ハウスとの需給契約における料金額との差額を負担するものといたします。なお、この場合、KDDI および大和ハウスは当該差額の負担を超えてお客さまの受けた損害の賠償の責を負いません。
- (2) 36 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、それが KDDI および大和ハウスの責となる事由による場合を除き、KDDI および大和ハウスはお客さまの受けた損害について賠償の責を負いま

せん。

- (3) お客さまが6(需給契約締結前の確認事項)(2)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、KDDI および大和ハウスはその賠償の責を負いません。
- (4) 32(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合、44(中途解約)の定めに従い需給契約が解約された場合、46(解除等)、または期間満了によって需給契約が終了した場合には、その名目、事由の如何を問わず、KDDI および大和ハウスはお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。
- (5) KDDI および大和ハウスは、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責を負いません。ただし、KDDI および大和ハウスの責となる事由による場合は、この限りではありません。
- (6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくはKDDI および大和ハウスが損害を受けた場合、または43(不可抗力による解約)にしたがって需給契約が解約され、それにとまう損害を受けた場合、KDDI および大和ハウスおよびお客さまはその損害について賠償の責を負いません。
- (7) KDDI および大和ハウスは、所轄の一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、賠償の責任を負いません。

39. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の大和ハウスもしくは所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償しなければならないものといたします。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

大和ハウスもしくは所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備の帳簿価格と取替工事費用との合計額

VI 契約の変更および終了

40. 需給契約の変更

お客さまは、契約期間中、需給契約の変更（お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。）を行うことはできないものといたします。ただし、契約電力が500キロワット未満のお客さまについては、契約電力は、電力を使用した1月を含む過去1年間の各月の最大電力のうちで最も大きな値といたします。また、契約電力が500キロワット以上のお客さまがやむを得ず需給契約の変更を希望する場合は、KDDI および大和ハウスとの協議および書面による合意の上、変更にともなうお客さまの負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。

41. 権利義務の承継

合併その他の原因によって、お客さまが新たなお客さまに、KDDI および大和ハウスに対する電気の使用についてのすべての権利義務を引き継ぎ、引き続き電気の使用を希望する場合は、お客様は事前に書面により KDDI および大和ハウスに申し出るとともに、名義変更について協議するものとします。

42. 需給契約の終了にともなう処置

- (1) KDDI および大和ハウスは、原則として、需給契約の終了日に、供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行いません。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) KDDI および大和ハウスの責によらない事由により、需給契約の終了日において、需給を終了させるための処置ができない場合は、需給を終了させるための処置が可能となった日に行うものといたします。

43. 不可抗力による解約

お客さまならびに KDDI および大和ハウスが、以下に定める不可抗力を原因として、契約を履行できない場合、お客さままたは KDDI および大和ハウスは、需給契約の一部または全部を解約することができるものといたします。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

44. 中途解約

- (1) お客さまならびに KDDI および大和ハウスは、契約期間内においても、解約希望日の3ヶ月前までに相手方にその旨を書面で通知することで、3ヶ月以降の最初の検針日を解約日として需給契約を中途解約することができます。
- (2) KDDI および大和ハウスは、原則として、(1)により定めた解約日に、電気の供給を終了させるために必要な措置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。ただし、お客さまの責めとなる理由または KDDI および大和ハウスの責めとならない理由により、所轄の一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合

は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとし、ます。

45. 需給開始後の需給契約の終了・変更に伴う料金等の精算

お客さまが電力の使用を開始され、その後需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合、または契約電力を増加された後に、需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、大和ハウスがお客さまに電気を供給するための所轄の一般送配電事業者との間の接続供給契約にもとづいて、所轄の一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、お客さまは KDDI に対しその精算金相当額を支払うものとし、ます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

46. 解除等

- (1) 32 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが、KDDI の定めた期日までにその事由となった事実を解消されない場合には、KDDI および大和ハウスは、需給契約を解除することがあります。なお、この場合には、その旨を事前にお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、44 (中途解約) による申出をしないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、KDDI および大和ハウスが電気需給契約を終了させるための処置を行った日に需給契約は終了するものとし、ます。
- (3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、KDDI および大和ハウスは、そのお客さまについて需給契約を解除することがあります。なお、この場合には、需給契約の解除の 15 日前までにお知らせいたします。
 - イ 料金の支払期日を経過してなお支払わない場合
 - ロ 他の電気需給契約 (既に終了しているものを含みます。) の料金を支払期日を経過してなお支払わない場合
 - ハ イおよびロの料金以外の債務 (遅延利息、保証金、違約金、工事費負担金相当額その他この au でんき約款、需給契約から生ずる金銭債務) を支払わない場合
 - ニ 振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払い停止状態に陥った場合
 - ホ 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の開始もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受け、または自ら申立てを行った場合
 - へ 強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - ト 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - チ KDDI の提供する他のサービスの利用料金等の KDDI に対する債務を KDDI の定める期日までに支払われない場合
 - リ その他、明らかに料金の支払の延滞が生じるおそれがあると KDDI および大和ハウスが認めた場合
 - ヌ 託送約款等、この au でんき約款、需給契約のいずれかに違反した場合
- (4) KDDI および大和ハウスが (3) に基づきお客さまとの電気需給契約を解除した場合、お客さまは KDDI に対し、契約解除に伴う違約金として解除日から契約期間 (更新期間を含む) 満了日ま

での期間の契約基本料金の1.5倍に相当する金額を支払うものといたします。

47. 需給契約終了後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ 工事および工事費の負担金

48. 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加するにあたり、新たに配電設備もしくは特別供給設備を施設する場合、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合等において、大和ハウスが接続供給契約にもとづいて所轄の一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、お客さまはKDDIに対しその負担金相当額を支払うものいたします。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって使用開始日以前に需給契約を終了または変更する場合は、お客さまはKDDIに対し所轄の一般送配電事業者から請求された費用相当額を支払うものいたします。

49. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の2次配線および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として所轄の一般送配電事業者の所有とし、所轄の一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、変成器の2次配線等でとくに必要最低限以上の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置は、適当な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設した設備については、大和ハウスおよび所轄の一般送配電事業者が無償で使用できるものいたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置または区分装置の取り付け位置を変更する場合には、大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者は、実費に消費税相当額を加えた金額をお客さまよりいただきます。
- (5) お客さまが契約電力を変更される場合で、これにともない新たに受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置、および区分装置を取り付けるときは、大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者はその工事費の全額に消費税相当額を加えた金額を工事費負担金としてお客さまよりいただきます。

VIII 保安

50. 保安の責任

需要場所に至るまでの供給設備ならびに計量器等、需要場所内における所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備については、大和ハウスは保安の責任を負わないものとし、所轄の一般送配電事業者が保安の責任を負います。

51. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまはすみやかにその旨を KDDI および大和ハウスに通知しなければならないものいたします。なお、大和ハウスおよび所轄の一般送配電事業者は、各々の責任区分に応じて、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物、電気機器その他の設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが計量器または所轄の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者の計量器等の電気工作物、電気機器その他の設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合、お客さまは KDDI に事前に通知し、協議を行わなければならないものいたします。なお、お客さまが保安上緊急に変更または修繕工事をした場合には、その内容を直ちに大和ハウスおよび所轄の一般送配電事業者へ通知しなければならないものいたします。なお、これらの場合において、保安上必要があるときには、お客さまは大和ハウスまたは所轄の一般送配電事業者の求めに応じて、その内容の変更を行わなければならないことがあります。
- (3) 必要に応じて、使用開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと所轄の一般送配電事業者とで協議していただきます。
- (4) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、所轄の一般送配電事業者、または所轄の一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査いたします。この場合、所轄の一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾を得てお客さまから電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、所轄の一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- (5) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事完成後すみやかにその旨を大和ハウスおよび所轄の一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

IX その他

52. 権利・義務の譲渡等の禁止

お客さまは、書面による KDDI および大和ハウスの承諾を得た場合を除き、需給契約に関する権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものといたします。

53. 名義および商号等の変更

お客さまは次の事項に変更が生じた場合、速やかに KDDI に届け出るものとします。

- イ 商号
- ロ 代表者
- ハ 所在地
- ニ 経営の主体（大株主の異動等を意味しますが、これに限りません。）

54. 管轄裁判所

お客さまとの需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第 1 審の専属的合意管轄裁判所といたします。

55. 守秘義務

- (1) お客さまならびに KDDI および大和ハウスは、需給契約（これに付随する附則または覚書等が追加された場合、それらを含みます。）の存在および内容（需給契約に関連する書類の一切を含みます。）に関しては、需給契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示してはなりません。ただし、次の各号に該当するものについては、秘密情報に含まれません。

- イ 開示を受ける以前に、すでに保有していた情報
- ロ 開示を受ける以前に、すでに知得していた情報
- ハ 開示を受けた後、自らの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
- ニ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得した情報
- ホ 開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報

- (2) (1)に定める義務は、次の各号に該当する場合には適用いたしません。

- イ 自己、親会社、子会社もしくは関連会社の役職員または自己、親会社、子会社もしくは関連会社の委託を受けた弁護士、公認会計士、税理士またはその他の専門家に対して秘密情報を開示する場合。ただし、需給契約の目的のために開示の必要がある範囲に限るものとし、開示先が法令により秘密保持義務を負う場合を除き、開示先に対し、この au でんき約款に基づくものと同等の義務を負わせることを条件とします。
- ロ 裁判所、政府機関等の要請または法令に基づき秘密情報の開示等を求められた場合に、かかる求めに応じて開示する場合。ただし、この場合でも秘密情報として存続するものとし、また、かかる開示等に際しては、開示等をする秘密情報を最小限に留めるとともに、相手方に開示先および開示情報の範囲をあらかじめ通知（事前に通知することが法令等

により制限される場合または時間的に困難な場合は、事後に可能な限りすみやかに通知しなければなりません。

- ハ 電気需給契約の履行に関連して広域機関、所轄の一般送配電事業者に秘密情報を開示する場合。
- ニ KDDI および大和ハウスが、需給契約に基づく業務の一部を第三者に委託する場合において、当該第三者に対して必要な限度で開示する場合。

56. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまならびに KDDI および大和ハウスは、相手方に対して、自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員および従業員が暴力団、暴力団員、暴力団構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力等」といいます。）ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (2) お客さまならびに KDDI および大和ハウス（以下、「解除権者」といいます。）は、自己以外の当事者（以下、「被解除者」といいます。）が前項に違反し、または被解除者が次の各号のいずれかに該当したときは、被解除者に対して何ら催告することなしに需給契約を解除することができるものといたします。この場合、解除権者は、被解除者以外の当事者に対し、需給契約の解除について速やかに通知するものといたします。
 - イ 被解除者または被解除者の関係者が反社会的勢力等であると認められるとき。
 - ロ 被解除者が、反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等であると認められるとき
 - ハ 反社会的行為を行ったとき
- (3) 被解除者が前項各号のいずれかに該当した場合、被解除者以外の当事者は、解除により被った損害の賠償を被解除者に対して請求できるものといたします。

57. 消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

需給契約における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定された場合、需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとします。

58. 契約者等にかかわる情報の利用

- (1) KDDI は、お客さまにかかわる氏名もしくは名称、電気通信番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、KDDI または協定事業者等のサービスにかかわる契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の KDDI 契約約款等、または協定事業者等の契約約款等の規定にかかわる業務の遂行上必要な範囲で利用いたします。
- (2) 前項に定める他、この au でんき約款による電気供給サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、別途 KDDI の定める「KDDI プライバシーポリシー (<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>)」が適用されます。

附則

2024年4月1日改定

- (1) この au でんき約款は、2024年4月1日より実施いたします。
- (2) KDDI は、改定後の au でんき約款に定める料金を、始期が2024年4月1日以降である料金の算定期間より適用します。

別表1 料金メニュー表
標準単価メニュー
北海道電力ネットワーク管内

業務用電力 (一般料金)	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,547.60
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	33.24
		夏季	単価 (円/kWh)	33.24

業務用電力 (時間帯別料金)	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,547.60
	電力量料 金単価	昼間	単価 (円/kWh)	35.60
		夜間	単価 (円/kWh)	29.68

業務用ウィークエンド 電力 (時間帯別料金)	基本料金単価		単価 (円/kW)	3,108.60
	電力量料 金単価	平日	単価 (円/kWh)	31.07
		休日	単価 (円/kWh)	30.04

高圧電力 I 型 (一般料金)	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,118.60
	電力量料金単価	一般	単価 (円/kWh)	33.00

高圧電力 (一般料金)	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,734.60
	電力量料金単価	一般	単価 (円/kWh)	31.46

高圧電力 I 型 (時間帯別料金)	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,118.60
	電力量料 金単価	昼間	単価 (円/kWh)	35.76
		夜間	単価 (円/kWh)	29.68

東北電力ネットワーク管内

業務用電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,031.70
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	31.77
		夏季	単価 (円/kWh)	32.97

業務用季節別時間帯別 電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,031.70
	電力料金 単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	34.20
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	35.26
		夏季ピーク	単価 (円/kWh)	36.80
		夜間	単価 (円/kWh)	27.64

高圧電力S	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,690.70
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	31.39
		夏季	単価 (円/kWh)	32.53

高圧電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,350.70
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	29.90
		夏季	単価 (円/kWh)	30.89

高圧季節別時間帯別 電力S	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,690.70
	電力料金 単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	33.94
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	35.30
		夏季ピーク	単価 (円/kWh)	36.85
		夜間	単価 (円/kWh)	27.64

高圧季節別時間帯別 電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,350.70
	電力料金 単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	31.58
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	32.87
		夏季ピーク	単価 (円/kWh)	34.18
		夜間	単価 (円/kWh)	27.64

業務用ウィークエンド 電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,031.70
	電力料金 単価	他季平日	単価 (円/kWh)	32.87
		夏季平日	単価 (円/kWh)	34.28
		他季休日	単価 (円/kWh)	28.90
		夏季休日	単価 (円/kWh)	28.90

東京電力パワーグリッド管内

業務用電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,814.37
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	19.42
		夏季	単価 (円/kWh)	20.58

業務用季節別時間帯別 電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,814.37
	電力料金 単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	21.32
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	22.75
		夏季ピーク	単価 (円/kWh)	23.46
		夜間	単価 (円/kWh)	16.00

高圧電力A	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,390.87
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	19.28
		夏季	単価 (円/kWh)	20.41

高圧電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,913.37
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	18.19
		夏季	単価 (円/kWh)	19.20

高圧季節別時間帯別 電力A	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,390.87
	電力料金 単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	21.99
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	23.41
		夏季ピーク	単価 (円/kWh)	24.13
		夜間	単価 (円/kWh)	16.00

高圧季節別時間帯別 電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,913.37
	電力料金 単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	20.00
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	21.48
		夏季ピーク	単価 (円/kWh)	22.14
		夜間	単価 (円/kWh)	16.00

中部電力パワーグリッド管内

高圧業務用電力FR プランA (低利用率向け)	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,716.26
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	19.65
		夏季	単価 (円/kWh)	20.74

高圧業務用電力FR プランB (中利用率向け)	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,914.26
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	18.63
		夏季	単価 (円/kWh)	19.62

高圧業務用電力FR プランC (高利用率向け)	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,002.26
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	18.44
		夏季	単価 (円/kWh)	19.41

高圧業務用電力 TOU	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,716.26
	電力料金 単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	20.96
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	20.96
		重負荷	単価 (円/kWh)	24.06
		夜間	単価 (円/kWh)	17.40

高圧業務用電力 TOU 2	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,002.26
	電力料金 単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	19.09
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	19.09
		重負荷	単価 (円/kWh)	21.73
		夜間	単価 (円/kWh)	17.40

高圧業務用電力 WEプランA	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,716.26
	電力料金 単価	他季平日	単価 (円/kWh)	20.59
		夏季平日	単価 (円/kWh)	21.78
		他季休日	単価 (円/kWh)	17.70
		夏季休日	単価 (円/kWh)	17.70

高圧業務用電力 WEプランB	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,914.26
	電力料金 単価	他季平日	単価 (円/kWh)	19.13
		夏季平日	単価 (円/kWh)	20.18
		他季休日	単価 (円/kWh)	17.70
		夏季休日	単価 (円/kWh)	17.70

高圧業務用電力 WEプランC	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,002.26
	電力料金 単価	他季平日	単価 (円/kWh)	18.86
		夏季平日	単価 (円/kWh)	19.88
		他季休日	単価 (円/kWh)	17.70
		夏季休日	単価 (円/kWh)	17.70

(高圧) au でんき需給約款 (2024年4月1日)

高圧電力第1種 プランL	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,352.74
	電力料金 単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	22.48
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	22.48
		重負荷	単価 (円/kWh)	25.75
		夜間	単価 (円/kWh)	17.40

高圧電力第1種 プランH	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,738.26
	電力料金 単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	19.64
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	19.64
		重負荷	単価 (円/kWh)	22.44
		夜間	単価 (円/kWh)	17.40

高圧電力第2種 プランL	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,352.74
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	20.48
		夏季	単価 (円/kWh)	21.68

高圧電力第2種 プランH	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,738.26
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	18.75
		夏季	単価 (円/kWh)	19.75

北陸電力送配電管内

業務用電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,151.00
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	27.25
		夏季	単価 (円/kWh)	27.25

業務用季節別時間帯別 電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,151.00
	電力料金 単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	27.88
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	27.88
		夏季ピーク	単価 (円/kWh)	27.88
		夜間	単価 (円/kWh)	25.86

高圧電力A	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,876.00
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	27.53
		夏季	単価 (円/kWh)	27.53

高圧電力B	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,151.00
	電力量料 金単価	他季	単価 (円/kWh)	26.34
		夏季	単価 (円/kWh)	26.34

季節別時間帯別電力A	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,876.00
	電力料金 単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	28.67
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	28.67
		夏季ピーク	単価 (円/kWh)	28.67
		夜間	単価 (円/kWh)	25.86

季節別時間帯別電力B	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,151.00
	電力料金 単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	26.61
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	26.61
		夏季ピーク	単価 (円/kWh)	26.61
		夜間	単価 (円/kWh)	25.86

関西電力送配電管内

高圧電力A S	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,911.80
	電力量料金単価	他季	単価 (円/kWh)	13.10
		夏季	単価 (円/kWh)	14.17

高圧電力A S -TOU	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,911.80
	電力料金単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	14.34
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	14.34
		重負荷	単価 (円/kWh)	19.65
		夜間	単価 (円/kWh)	10.03

高圧電力B S	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,043.80
	電力量料金単価	他季	単価 (円/kWh)	11.83
		夏季	単価 (円/kWh)	12.78

高圧電力B S -TOU	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,043.80
	電力料金単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	13.03
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	13.03
		重負荷	単価 (円/kWh)	17.77
		夜間	単価 (円/kWh)	10.03

中国電力送配電管内

業務用電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,996.50
	電力量料金単価	他季	単価 (円/kWh)	29.88
		夏季	単価 (円/kWh)	31.32

業務用TOU	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,996.50
	電力料金単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	31.59
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	32.65
		夏季ピーク	単価 (円/kWh)	36.37
		夜間	単価 (円/kWh)	26.91

高圧電力A	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,507.00
	電力量料金単価	他季	単価 (円/kWh)	30.40
		夏季	単価 (円/kWh)	31.89

高圧TOUA	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,507.00
	電力料金単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	32.85
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	34.27
		夏季ピーク	単価 (円/kWh)	38.32
		夜間	単価 (円/kWh)	26.91

四国電力送配電管内

業務用電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,665.08
	電力量料金単価	他季	単価 (円/kWh)	27.55
		夏季	単価 (円/kWh)	28.73

業務用季節 時間帯別電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,665.08
	電力料金単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	33.97
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	35.04
		夏季ピーク	単価 (円/kWh)	36.98
		夜間	単価 (円/kWh)	24.42

高圧電力A	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,412.61
	電力量料金単価	他季	単価 (円/kWh)	28.54
		夏季	単価 (円/kWh)	29.83

高圧電力B	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,935.37
	電力量料金単価	他季	単価 (円/kWh)	28.54
		夏季	単価 (円/kWh)	26.89

高圧A季節別 時間帯別電力	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,412.61
	電力料金単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	31.87
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	32.65
		夏季ピーク	単価 (円/kWh)	35.73
		夜間	単価 (円/kWh)	24.42

九州電力送配電管内

業務用電力A	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,142.78
	電力量料金単価	他季	単価 (円/kWh)	12.44
		夏季	単価 (円/kWh)	13.37

業務用電力 A-I	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,416.78
	電力量料金単価	他季	単価 (円/kWh)	17.53
		夏季	単価 (円/kWh)	18.98

産業用電力A	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,142.78
	電力量料金単価	他季	単価 (円/kWh)	12.00
		夏季	単価 (円/kWh)	12.89

産業用電力 A-I	基本料金単価		単価 (円/kW)	1,471.78
	電力量料金単価	他季	単価 (円/kWh)	15.16
		夏季	単価 (円/kWh)	16.38

業務用季特別 電力A	基本料金単価		単価 (円/kW)	2,142.78
	電力料金単価	他季昼間	単価 (円/kWh)	13.84
		夏季昼間	単価 (円/kWh)	14.79
		夏季ピーク	単価 (円/kWh)	17.26
		夜間	単価 (円/kWh)	9.59

別表2 託送約款等に定める単価

イ 損失率

エリア	パーセント
北海道電力ネットワーク管内	4.40%
東北電力ネットワーク管内	5.00%
東京電力パワーグリッド管内	3.70%
中部電力パワーグリッド管内	3.80%
北陸電力送配電管内	3.40%
関西電力送配電管内	4.10%
中国電力ネットワーク管内	4.80%
四国電力送配電管内	4.10%
九州電力送配電管内	3.20%

ロ 託送電力量料金単価

エリア	単価 (円/kWh)
北海道電力ネットワーク管内	2.68
東北電力ネットワーク管内	2.84
東京電力パワーグリッド管内	2.37
中部電力パワーグリッド管内	2.74
北陸電力送配電管内	2.40
関西電力送配電管内	2.86
中国電力ネットワーク管内	2.86
四国電力送配電管内	2.73
九州電力送配電管内	3.09

別表3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

1 に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に 1 に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから大和ハウスにその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

別表4 燃料費調整単価 (北海道電力ネットワーク管内)

燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値といたします。

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

(2) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α	β	γ
0.1946	0.0827	1.0081

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、89,500円といたします。

(ハ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

(二) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(5)のとおりいたします。

(ホ) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ハ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、燃料費調整単価が(ハ) a により算定される場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が(ハ) b により算定される場合は、燃料費調整額を加えるものいたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、下記のとおりいたします。

高圧で供給する場合	18銭8厘
-----------	-------

(3) 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

(イ) 平均市場価格

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、日本卸電力取引所の北海道エリアのスポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間における
スポット市場価格の平均値

$$x = 0.6760$$

$$y = 0.3240$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

b a によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、大和ハウスが決定した値といたします。

(ロ) 基準市場価格

1 キロワット時当たりの基準市場価格は、下記のとおりいたします。

基準市場価格 = 23.94 円/kWh

(ハ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を下回る場合

市場価格調整単価 = (基準市場価格 - 平均市場価格) × ロの調整係数

b 1 キロワット時当たりの平均市場価格が基準市場価格を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × ロの調整係数

(ニ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(ホ) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に(ハ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、市場価格調整単価が(ハ) a により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が(ハ) b により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

ロ 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

調整係数	0.229
------	-------

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 = $A \times \alpha$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$\alpha = 1.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格は、下記のとおりといたします。

離島基準燃料価格	79,300円
----------	---------

(ハ) 離島調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島調整上限燃料価格は、下記のとおりといたします。

離島調整上限燃料価格	119,000円
------------	----------

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサル調整単価

$$= (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ、離島調整上限燃料価格以下の場合

離島ユニバーサル調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島平均燃料価格は、離島調整上限燃料価格といたします。

離島ユニバーサル調整単価

$$= (\text{離島調整上限燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

(ホ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(ヘ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価が(ニ) aにより算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が(ニ) bまたはcにより算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

ロ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘
------------	----

(5) 適用期間

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の 6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の 7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の 8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の 9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の 10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の 11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の 12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の 1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の 2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の 3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の 4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの 期間（翌年が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間）	翌年の 5月の料金に係る計量期間等

(6) その他

所轄のみなし小売電気事業者または、国の施策等によって燃料費調整額に増減の必要がある場合には、KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法により通知いたします。

(東北電力ネットワーク管内)

燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値といたします。

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

(2) 燃料費調整

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 α 、 β および γ の値は、下記によります。

α	β	γ
0.0247	0.2573	0.8912

また、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が下記に定める基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が下記に定める基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

基準燃料価格	上限価格
85,400 円	上限なし

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃

料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。
なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は (5) のとおりといたします。

(二) 燃料費調整額燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用し算定いたします。

なお、燃料費調整単価が(ロ) a により算定される場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が(ロ) b により算定される場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、下記のとおりといたします。

高圧で供給する場合	21 銭 3 厘
-----------	----------

(3) 市場価格調整

イ 市場価格調整額の算定

(イ) 平均市場価格

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

平均市場価格 = $X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

$\delta 1 = 0.5332$

$\delta 2 = 0.4668$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 21 円 39 銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (21 円 39 銭 - 平均市場価格) × ロの市場基準単価

b 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 21 円 39 銭を上回る場合
市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 21 円 39 銭) × ロの市場基準単価

(ハ) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

(ニ) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、(1)の燃料費等調整額は、市場価格調整単価が(ロ) a により算定される場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、市場価格調整単価が(ロ) b により算定される場合は、市場価格調整額を加えるものといたします。

ロ 市場基準単価

市場基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	14 銭 6 厘
-------------	----------

(4) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

離島ユニバーサル調整単価

ロの離島基準単価

1,000

$$= (79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times$$

b 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合

離島ユニバーサル調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000 円といたします。

離島ユニバーサル調整単価

$$= (119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価に使用される電気に適用いたします。

なお、適用期間は、(5)のとおりといたします。

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

なお、(1)の燃料費等調整額は、離島ユニバーサルサービス調整単価が(ロ) a により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス調整単価が(ロ) b または c により算定される場合は、離島ユニバーサルサービス調整額を加えるものといたします。

ロ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘
------------	----

(5) 適用期間

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の 6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の 7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の 8月の料金に係る計量期間等

毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の 9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の 10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の 11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の 12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の 1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の 2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の 3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の 4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの 期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の 5月の料金に係る計量期間等

(6) その他

所轄のみなし小売電気事業者または、国の施策等によって燃料費調整額に増減の必要がある場合には、KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法により通知いたします。

(東京電力パワーグリッド管内)

燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値といたします。

(1) 燃料費等調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 α 、 β および γ の値は、下記のとおりといたします。

α	β	γ
0.00048	0.3759	0.6725

また、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、日本卸電力取引所の東京エリアのスポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、 $\delta 1$ 、 $\delta 2$ および基準市場価格 の値は、下記のとおりといたします。

$\delta 1 = 0.8288$	$\delta 2 = 0.1712$
---------------------	---------------------

基準市場価格	11.22円/kWh
--------	------------

また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準燃料単価}}{1,000} \\ + (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{(3)の基準市場単価}$$

基準燃料価格	上限価格
57,500円	上限なし

ニ 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の 6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の 7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の 8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の 9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の 10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の 11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	その年の 12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年12月21日から 翌年1月20日までの期間	翌年の 1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年1月21日から 翌年2月20日までの期間	翌年の 2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年2月21日から 翌年の3月20日までの期間	翌年の 3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年3月21日から 翌年の4月20日までの期間	翌年の 4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月 28日までの期間（翌年が閏 年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間）	翌年4月21日から 翌年5月20日までの期間	翌年の 5月の料金に係る計量期間等

ホ 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、下記のとおりといたします。

高圧で供給する場合	17銭4厘
-----------	-------

(3) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、下記のとおりといたします。

高圧で供給する場合	31銭7厘
-----------	-------

(4) その他

所轄のみなし小売電気事業者または、国の施策等によって燃料費調整額に増減の必要がある場合には、KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法により通知いたします。

(中部電力パワーグリッド管内)

燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値といたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α	β
0.4381	0.5545

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 平均市場価格

平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの日本卸電力取引所の中部エリアの約定単価の単純平均といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000} + \text{(3)の卸市場単価}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の 6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の 7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の 8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の 9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の 10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の 11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	その年の 12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年12月21日から 翌年1月20日までの期間	翌年の 1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年1月21日から 翌年2月20日までの期間	翌年の 2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年2月21日から 翌年の3月20日までの期間	翌年の 3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年3月21日から 翌年の4月20日までの期間	翌年の 4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月 28日までの期間（翌年が閏 年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間）	翌年4月21日から 翌年5月20日までの期間	翌年の 5月の料金に係る計量期間等

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

高圧で供給する場合	19銭6厘
-----------	-------

(3) 卸市場単価

卸市場単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

卸市場単価 = (平均市場価格 - 19円37銭) × (4)の卸市場率

(4) 卸市場率

卸市場率は、9.0パーセントを基準に、高圧で供給する場合の損失率（3.8パーセントとしま

す。) および消費税率を加味したものとし、10.3パーセントといたします。

(5) その他

所轄のみなし小売電気事業者または、国の施策等によって燃料費調整額に増減の必要がある場合には、KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法により通知いたします。

(北陸電力送配電管内)

燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値といたします。

(1) 燃料費調整単価の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α	β	γ
0.0380	0.0702	1.2641

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

高圧で供給する場合	17銭7厘
-----------	-------

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{ロの基準単価}}{1,000}$$

(2) 市場価格調整単価の算定

イ 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までの日本卸電力取引所の北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、少数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	14銭9厘
-------------	-------

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 8 円 00 銭) × ロの基準市場単価

(ロ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 32 円 00 銭) × ロの基準市場単価

(ハ) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭以上、32 円 00 銭以下の場合

市場調整単価は零といたします。

(3) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、次の算式により算定した値といたします。

燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 市場価格調整単価

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の 6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の 7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の 8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の 9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の 10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の 11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	その年の 12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年12月21日から 翌年1月20日までの期間	翌年の 1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年1月21日から 翌年2月20日までの期間	翌年の 2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年2月21日から 翌年の3月20日までの期間	翌年の 3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年3月21日から 翌年の4月20日までの期間	翌年の 4月の料金に係る計量期間等

毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年4月21日から翌年5月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等
--	-----------------------	------------------

(5) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(6) その他

所轄のみなし小売電気事業者または、国の施策等によって燃料費調整額に増減の必要がある場合には、KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法により通知いたします。

(関西電力送配電管内)

燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値といたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α	β	γ
0.0140	0.3483	0.7227

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の 6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の 7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の 8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の 9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の 10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の 11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の 12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の 1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の 2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の 3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の 4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの 期間（翌年が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間）	翌年の 5月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき

高圧で供給する場合	15銭8厘
-----------	-------

(3) その他

所轄のみなし小売電気事業者または、国の施策等によって燃料費調整額に増減の必要がある場合には、KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法により通知いたします。

(中国電力ネットワーク管内)

燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値といたします。

(1) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整額、市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定いたします。

(2) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α	β	γ
0.0406	0.0982	1.2015

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (75,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 75,400 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{ハの基準単価}}{1,000}$$

ハ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

高圧で供給する場合	20銭5厘
-----------	-------

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ(イ)の場合は、燃料費調整額を差し引くものとし、ロ(ロ)の場合は、燃料費調整額を加えるものといたします。

(3) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、日本卸電力取引所の中国エリアのスポット価格にもとづき次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値

$$x = 0.1316$$

$$y = 0.8684$$

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における8時から16時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が20円81銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (20 \text{ 円 } 81 \text{ 銭} - \text{平均市場価格}) \times \text{ハの調整係数}$$

(ロ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が20円81銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 20 \text{ 円 } 81 \text{ 銭}) \times \text{ハの調整係数}$$

ハ 調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

高圧で供給する場合	0.162
-----------	-------

ニ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ホ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

なお、ロ(イ)の場合は、市場価格調整額を差し引くものとし、ロ(ロ)の場合は、市場価格調整額を加えるものいたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

中国電力ネットワーク株式会社の託送約款等に定めるところにより、算定された値といたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

中国電力ネットワーク株式会社の託送約款等に定めるところにより、従量制供給の場合の離島基準単価に基づき算定された値といたします。

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

中国電力ネットワーク株式会社の託送約款等に定めるところにより、各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(5)のとおりといたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定するものとし、中国電力ネットワーク株式会社の託送約款等に定めるところにより、差引きまたは加えるものいたします。

(5) 適用期間

各平均燃料価格、平均市場価格および離島平均燃料価格の算定期間に対応する燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価の適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間 市場価格調整単価適用期間 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の 6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の 7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の 8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の 9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の 10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の 11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の 12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の 1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の 2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の 3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の 4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの 期間（翌年が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間）	翌年の 5月の料金に係る計量期間等

(6) その他

所轄のみなし小売電気事業者または、国の施策等によって燃料費調整額に増減の必要がある場合には、KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法により通知いたします。

(四国電力送配電管内)

燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値といたします。

1 燃料費調整額の算定**(1) 平均燃料燃料**

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α	β	γ
0.0845	0.0699	1.1962

なお、各平均燃料価格算定期間 ((3) [燃料費調整単価の適用] の表に定める期間をいいます。) における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{2 の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{2 の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の 6月の料金に係る計量期間等

毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の 7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の 8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の 9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の 10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の 11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の 12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の 1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の 2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の 3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の 4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの 期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の 5月の料金に係る計量期間等

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

高圧で供給する場合	15銭4厘
-----------	-------

3 その他

所轄のみなし小売電気事業者または、国の施策等によって燃料費調整額に増減の必要がある場合には、KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法により通知いたします。

(九州電力送配電管内)

燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値といたします。

1 燃料費調整額の算定**(1) 平均燃料価格**

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α	β	γ
0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,400 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{円}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の 6月の料金に係る計量期間等

毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の 7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の 8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の 9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の 10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の 11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の 12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の 1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の 2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の 3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の 4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの 期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の 5月の料金に係る計量期間等

ロ 記録型計量器により計量する場合で、大和ハウスがあらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限り。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき

高圧で供給する場合	13銭0厘
-----------	-------

3 燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものとした

します。

【離島ユニバーサルサービス調整】

離島ユニバーサルサービス調整の取扱いは以下のとおりといたします。

1 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α	β	γ
1.0000	0.0000	0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の離島基準単価}}{1,000}$$

ロ 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

$$(119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の離島基準単価}}{1,000}$$

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整

単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の 6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の 7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の 8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の 9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の 10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の 11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の 12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の 1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の 2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の 3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の 4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの 期間（翌年が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間）	翌年の 5月の料金に係る計量期間等

ロ 記録型計量器により計量する場合で、大和ハウスがあらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限りま。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。

この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

2 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	3厘
------------	----

3 離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、1(4)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、1(4)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

4 その他

所轄のみなし小売電気事業者または、国の施策等によって燃料費調整額に増減の必要がある場合には、KDDI および大和ハウスが適当と判断する方法により通知いたします。